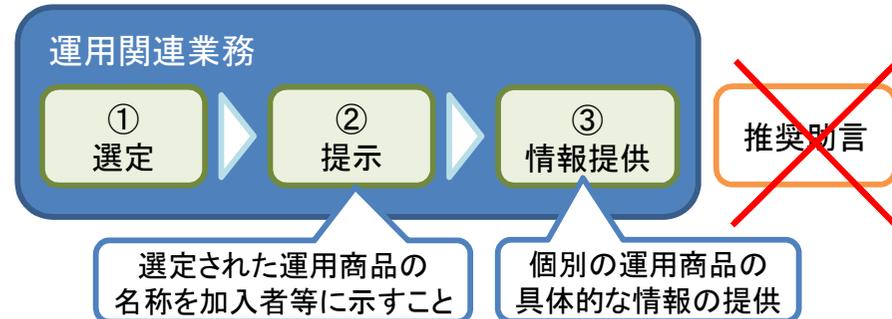


確定拠出年金における兼務規制について

兼務規制の概要

運営管理機関である金融機関の営業職員が、運用関連業務(①～③)を行うことは禁止されている(確定拠出年金法第100条第7号、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号)。



<現在の兼務規制の趣旨>

忠実義務

法令を遵守し、専ら加入者等の利益のみを考え、加入者等の利益が最大となるよう運営管理業務を行う義務

しかし ↓

金融機関が運営管理機関の場合、2面性がある。



加入者等

金融機関

そこで ↓

営業職員が、運用関連業務(①～③)を行うことが禁止されている。

<緩和の必要性>

- ・現在でも、DC業務専任の職員を置けば、金融機関の窓口で運用の方法(以下「運用商品」という。)の情報提供を行うことが可能。
- ・しかし、DC業務選任の職員を置く人的余裕のある金融機関は希有であることから、金融機関の窓口で、個別の運用商品の説明を行うことが実質的に不可能な状況。
- ・広く金融機関の窓口等で情報提供を可能とし、加入者等の運用商品に対する知識や理解を深め、加入者等自ら運用商品を選択できる環境を整える必要。

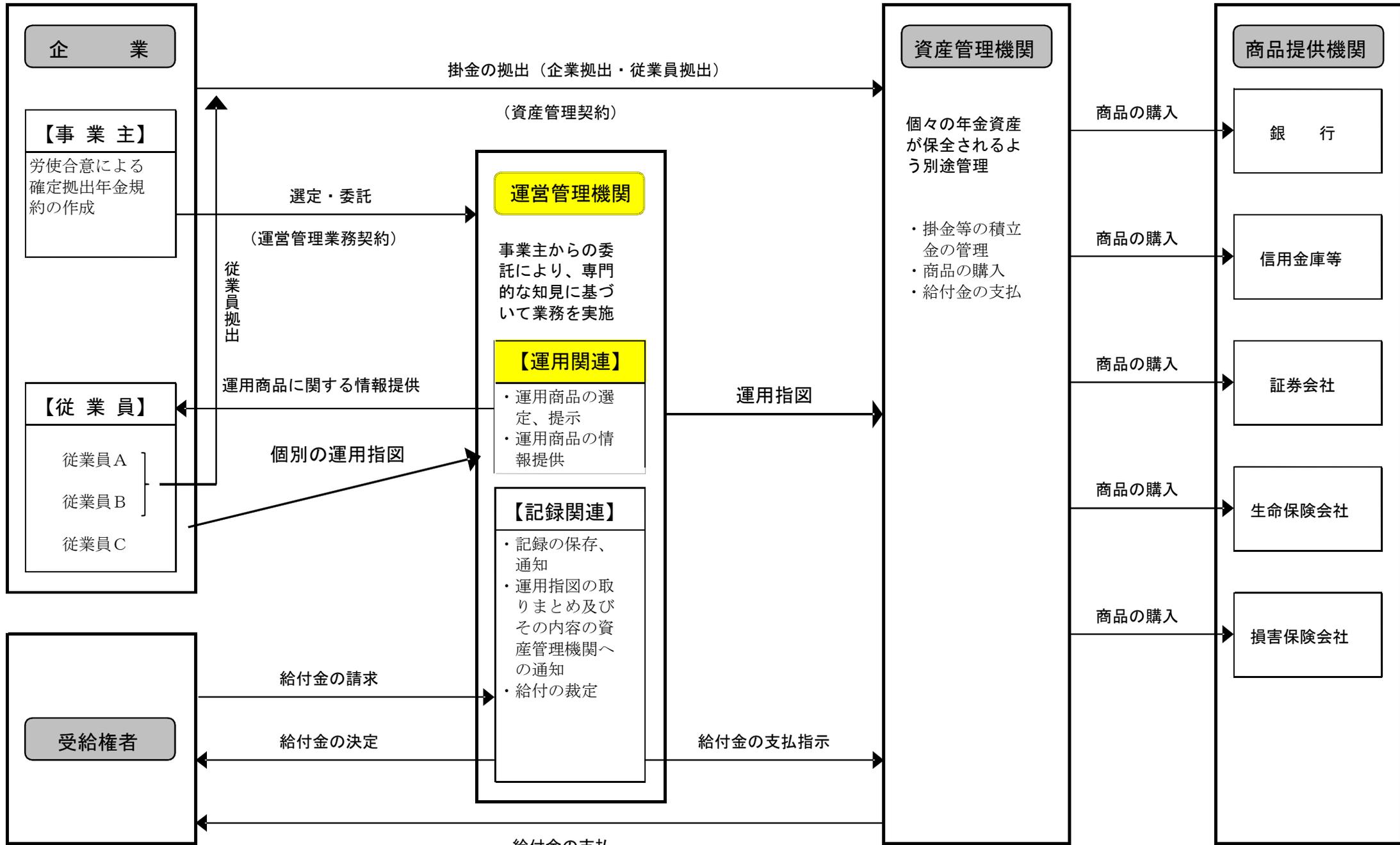
<参考>

第14回社会保障審議会企業年金部会(平成26年12月25日)資料(抜粋)

・その他の現行制度の改善事項

金融商品営業業務と運営業務の兼務禁止の緩和(D C)	金融商品営業業務を行う者は運営管理機関(以下「運営」)業務を兼務することが禁止されているが、それを可能とすることで人員の効率化が図れるようにする。	運営業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討。
----------------------------	---	---

(参考)企業型DCの事務フロー図



※運営管理機関は、資産管理機関又は商品提供機関を兼ねることが可能。また、企業が運営管理業務を行うことは可能。
 ※個人型の確定拠出年金制度も基本的に同じ構造。

参照条文

◎確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)の全部又は一部を行う事業をいう。

一 (略)

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 (略)

◎確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成13年厚生労働省・内閣府令第6号)

(禁止行為)

第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 法第二十三条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。)が、運用関連業務(令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。)に係る事務を併せて行うこと。

二～九 (略)

◎確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)

(運営管理業務の委託)

第七条 (略)

2 事業主は、法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、併せて、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する資料の提供、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関(法第七条第二項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。)に委託することができる。(略)

(平成30年5月1日施行後)

(参考) 運営管理機関が提示する運用商品のイメージ

<●●●社の提示するラインナップ>

※●●●、△△、□□、××には会社名が入るイメージ

運用商品の種類		運用商品名
預金		△△銀行定期預金
保険		□□年金(5年、10年)
投資信託	国内株式型	●●国内株式インデックスファンド
		●●国内株式アクティブファンド
	国内債券型	●●国内債券インデックスファンド
		●●国内債券アクティブファンド
	外国株式型	●●外国株式インデックスファンド
		××外国株式アクティブファンド
	外国債券型	××外国債券インデックスファンド
		●●外国債券アクティブファンド
	J-REIT型	●●J-REITファンド
	バランス型	●●インデックスバランスファンド(株式30、株式50、株式70)

兼務規制の緩和の方向性

- **①選定**は、自社商品等を選ぶ等利益相反の可能性が大きいことから、緩和しない取扱いとしてはどうか。
- **②提示**や**③情報提供**は、既に選定されている運用商品について行うこと、情報提供すべき内容について、施行規則で詳細に規定されていることから、恣意的な行為や利益相反行為となる可能性が選定と比べて低いため、この部分に限り、代替措置を講じた上で営業職員も行えるよう、兼務規制を緩和してはどうか。
- なお、運営管理機関の中立性を確保するため、営業職員による個別の運用商品の推奨助言は引き続き認められないこととしてはどうか。

◎兼務規制緩和後に営業職員が行えるようになる行為

実施事項	実施者	運営管理機関の 営業職員	運営管理業務 専任の職員
運用商品の選定		×	○
運用商品の提示及び情報提供		× ⇒ ○	○
加入者に運用商品のパンフレットを示し、併せてその選定理由を説明すること		× ⇒ ○	○
加入者に運用商品のパンフレットを示し、運用商品の内容について詳細な説明を行うこと		× ⇒ ○	○
運用商品の推奨		×	×
投資教育（確定拠出年金制度の説明、運用商品の一般的な説明を行うこと等）		○	○
個人型年金制度への加入の勧誘を行うこと		○	○

加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置 ①

- 兼務規制の緩和により、加入者等に対する情報提供の機会が増え、加入者等の運用の指図の支援に繋がることが期待される一方、営業職員が加入者等に対して情報を提供する行為を含めた運営管理業務については、もっぱら加入者等の利益が最大となるよう法令を遵守して行われる必要があることから、下記の措置を導入してはどうか。

① 業務管理態勢の整備（社内規則の整備、研修等）

兼務規制の緩和により、運営管理機関の営業職員が運用商品の情報提供を行うことが可能となるが、そのような営業職員も含めて、運営管理業務として法令を遵守して情報提供等を行う必要がある。確定拠出年金制度は、通常の金融商品とは異なる制度であり、各金融業法と異なる行為規制や禁止行為が規定されていることから、研修（確定拠出年金制度に関する研修を含む。）や社内規則の整備、社内における法令遵守状況の検証等を求める。

② 運営管理機関の営業職員による特定の運用商品の推奨禁止

兼務規制は、現場において、運営管理機関となっている金融機関の営業職員が、運用商品の情報提供等とともに推奨まで行うことのないよう情報提供等の行為も禁止していたもの。今般の緩和において、中立性確保の必要性は変わらないことから、引き続き営業職員による運用商品の推奨は禁止とする。

※ 情報提供を受ける加入者等の利便性を高める観点から、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた運営管理機関が、提示している運用商品の一覧を示して、特定の運用商品の説明を行うことは、情報提供として認められることとする。

③ 情報提供に係る利益相反行為の禁止

加入者等の利益より自社の利益を図るために、特定の運用商品に係る情報を提供することが懸念されることから、自己又は第三者の利益を図る目的で、特定の運用商品に係る情報提供を行うことを禁止とする。

（禁止される行為の例）

運営管理機関が商品提供機関である手数料の高い商品についてのみ、手数料を得る目的で、窓口に来た加入者等に情報提供すること。

加入者等のために忠実に業務を行うことを確保するための措置 ②

④ 加入前の者に対する適切な行為の確保

加入者となる際に運用の指図を行うことが想定されることから、加入者となる際には運用商品に関する情報提供や投資教育がなされている必要があることに留意する旨、また、加入者の権利が不当に侵害されないよう運営管理機関の行為準則が設けられた趣旨に鑑み、加入前の者に対して行為準則に反する行為が行われ、その者が加入者となった場合、その加入者の権利が侵害されることのないよう留意する必要があることとする。

⑤ 提示される運用商品全体の適切性確保（運用商品の公表）

運営管理機関を選択しようとしている者が運用商品に関する情報をあらかじめ容易に入手できるようにし情報の非対称を埋めることで、運営管理機関を適切に選択・評価するため、また、適切な情報提供の前提として、専門的知見を発揮した適切な運用商品の選定を促進するため、運営管理機関に対して、現に当該運営管理機関が加入者等に対して提示している全ての運用商品に係る情報をインターネットを利用して公表することを求める。

※企業型年金の運用商品の公表については、改正DC法において導入される事業主による運営管理機関の5年に1回評価に資する措置として対応を検討。

⑥ 確定拠出年金法上の運用商品の情報提供として行う行為であることの説明

確定拠出年金制度は、通常の金融商品とは異なる制度であり、運営管理機関に対しては、各金融業法とは異なる行為規制や禁止行為が課されていることから、確定拠出年金制度における法令遵守を担保し、加入者等に対して誤解を与えないようにするため、営業職員が運用商品の情報提供を行う場合には、下記のような事項を加入者等に対して説明することとする。

- ① 運用商品の情報提供を運営管理機関の立場で行うこと
- ② 特定の運用商品の推奨は行うことができないこと

参照条文

◎確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 (略)

第一百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。
- 三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)
- 四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。
- 六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること
(当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

参照条文

◎確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成13年厚生労働省・内閣府令第6号)

(禁止行為)

第十条 法第百条第七号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 法第二十三条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらに係る勧誘に関する事務を行う者(役員、営業所の長その他これに類する者を除く。)が、運用関連業務(令第七条第二項に規定する運営管理業務の実施に必要な事務を除く。)に係る事務を併せて行うこと。
- 二 加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。
- 三 加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、若しくは利益が生じること又は損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。
- 四 加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること。
- 五 加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、若しくは不実のこと又は誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示すること(前二号に掲げる行為に該当するものを除く。)。
- 六 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる事項(法第百条第四号の政令で定めるものを除く。)につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 七 企業型年金加入者等が確定拠出年金運営管理機関(企業型年金において運営管理業務を自ら行う事業主を含む。以下この号において同じ。)を選択できる場合において、その選択について企業型年金加入者等を勧誘するに際し、又は選択した確定拠出年金運営管理機関の変更を妨げるため、当該企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 八 法第六十五条の確定拠出年金運営管理機関の指定又は指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘するに際し、又は確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。
- 九 加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていないこと。

(平成30年5月1日施行後)

参照条文

◎確定拠出年金法(平成13年法律第88号)

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの(次条第一項において「対象運用方法」という。)を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するため
の上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上(簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。)にあつては、二以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

3 企業型運用関連運営管理機関等は、前二項の規定により運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。

◎確定拠出年金法施行規則(平成13年厚生労働省令第175号)

(運用の方法等に係る情報の提供)

第二十条 法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあつては、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。

一～七 (略)

2 (略)

3 企業型運用関連運営管理機関等は、専門的な知見に基づいて、第一項各号に掲げる情報を、運用の方法を企業型年金加入者等に提示するときその他必要に応じ企業型年金加入者等に提供しなければならない。

4・5 (略)

(平成30年5月1日施行後)